

特別警報及び警報発令時の対応について

県立氷上西高等学校

1 特別警報・警報（以下「警報」という。）の種類

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪

2 発令時の対応

（１）生徒の登校前及び登校途上で「警報」が発令された場合の対応

- ① 丹波市に午前６時及びそれ以降に「警報」が発令されている場合は、全ての生徒は終日自宅学習とし、臨時休業とする。
- ② 午前６時及びそれ以降に丹波市以外の生徒の居住地に「警報」が発令されている場合は、該当生徒のみ終日自宅学習とし、「公欠」扱いとする。

（２）生徒が学校にいる間に「警報」が発令された場合の対応

- ① 丹波市に「警報」が発令された時は、すみやかに教育活動を中止し、生徒を下校させ、それ以降終日自宅学習とする。なお、下校させるにあたっては、公共交通機関の状況や下校途上の安全等を総合的に判断するものとする。
- ② 丹波市以外の生徒の居住地に「警報」が発令された時、該当生徒の下校が必要と総合的に判断される場合には、①に準じて下校させ、「公欠」扱いとする。

（３）定期考査期間中に「警報」が発令された場合の対応

上記（１）、（２）と同様の対応とする。なお、考査の実施についてのみ、以下のとおりとする。

- ① 丹波市に「警報」が発令された場合、当日予定していた考査は、考査最終日の翌日に実施する。
- ② 上記（１）、（２）の②の場合は考査を予定どおり実施するが、「公欠」扱いとする該当生徒については別途配慮する。

（４）その他

「警報」が発令された時には、学校ＨＰを通じてその対応の周知に努めるものとする。

3 避難準備情報・避難勧告等が発令された場合の対応

生徒の居住地に避難準備情報・避難勧告等が発令されている場合は、安全が確認できるまで登校しないこととする。

また、生徒が学校にいる間に避難準備情報等が出た場合は、学校で待機させ保護者の方と連絡を取ってから下校させることとする。